令和８年度　鯖江市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和８年４月１日作成

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第９条第１項の規定に基づき、障がい者就労施設等が供給する物品および役務等の調達の推進を図り、障がい者就労施設で就労する障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

１　適用範囲

本方針の適用範囲は、市のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

２　対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち物品等の調達が可能な次に掲げる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等とする。

（１）就労移行支援事業所
（２）就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）
（３）生活介護事業所
（４）障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

３　調達の対象品目

本市において障がい者就労施設等から調達をする物品等については、以下のとおりとする。（下記に記載のないものであっても、市が調達可能な役務、物品であれば対象とする。）

（１）物品等
・啓発用品類
・日用品類（軍手、エコバック、オリジナルタオル等）
・食品類（弁当・茶、クッキー、パン等）
・農作物類（花苗、野菜苗等）
・その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

（２）役務
・印刷物類（冊子、パンフレット、名刺等）
・庁舎・施設・公園等の屋内外清掃・除草
・軽作業（袋詰め、封入、封筒押印等）
・発送作業
・その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

４　障がい者就労施設等が供給する物品等の調達目標

令和８年度に本市が達成すべき優先調達の目標は部単位で、以下のとおり定める。

部	調達目標金額
総務部	１０万円以上
政策経営部	１３０万円以上
市民生活部	１０万円以上
健康福祉部	３００万円以上
産業交流部	３０万円以上
都市整備部	３０万円以上
教育委員会	１０万円以上
合計	５００万円以上

５　調達の推進の方法

（１）本市では、障がい者就労施設等から提供可能な物品等および適用部署が希望する物品購入、役務提供等について情報を収集し、これらの情報を基に、適用部署に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。

（２）障がい者就労施設等への優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。

６　調達方法および調達実績の公表

（１）障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、予算の適正な使用ならびに競争性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号、第１６７条の２第１項第３号および鯖江市財務規則第１１６条の２第２項に基づき、随意契約も活用する。

（２）本市において、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、速やかに、市ホームページ等で公表する。

（３）調達実績については、翌年度５月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等で公表する。